



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年7月11日火曜日 第1776号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（松山市）.....	609
町の区域の変更（ " ）.....	609
新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....	609
字の区域の変更（ " ）.....	609
新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....	609
字の区域の変更（ " ）.....	610
新たに生じた土地の確認（伊方町）.....	610
字の区域の変更（ " ）.....	610
医師の指定.....	610
指定自立支援医療機関の指定.....	610
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	611
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	612
大規模小売店舗の廃止の届出.....	612
土地改良区役員の就退任の届出（8件）.....	612
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	615
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	615
土地改良事業の工事完了の届出（3件）.....	616
道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....	616
道路の供用開始（ " ）.....	616
道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....	616
道路の供用開始（ " ）.....	617
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	617
道路の区域変更（県道串内子線）.....	617
道路の供用開始（ " ）.....	617

### 任 免 辞 令

新盛 史子外.....	618
-------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1043号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市中島大浦3054の1、3054の16及び4764並びに小浜甲4の3、甲4の5、甲4の8、甲25の1、甲26の1、甲26の4から甲26の9まで、甲26の11、甲26の12、甲28及び甲2823の地先	17,089.93

### ○愛媛県告示第1044号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
小浜	松山市中島大浦3054の1、3054の16及び4764並びに小浜甲4の3、甲4の5、甲4の8、甲25の1、甲26の1、甲26の4から甲26の9まで、甲26の11、甲26の12、甲28及び甲2823の地先公有水面埋立地	17,089.93

### ○愛媛県告示第1045号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市保内町磯崎1468の地先	3,945.53

### ○愛媛県告示第1046号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
保内町磯崎	八幡浜市保内町磯崎1468の地先公有水面埋立地	3,945.53

### ○愛媛県告示第1047号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市保内町磯崎1428の1、1432、1433の1、1441の1、1441の2、1443の2、1449の2及び1450の地先	2,843.47

○愛媛県告示第1048号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
保内町磯崎	八幡浜市保内町磯崎1428の1、1432、1433の1、1441の1、1441の2、1443の2、1449の2及び1450の地先公有水面埋立地		2,843.47

○愛媛県告示第1049号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、伊方町長職務代理人伊方町助役から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は伊方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年7月11日

○愛媛県告示第1051号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	高山内科病院	高山有泰	今治市大正町三丁目5-8	平成18年7月3日
〃	〃	〃	高山雄次	〃	〃
じん臓機能障害	〃	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	三好賢一	東温市志津川	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	〃	公立学校共済組合四国中央病院	若山克則	四国中央市川之江町2233番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	〃	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	星加輝久	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	〃	西予市立野村病院	中村俊平	西予市野村町野村9号53番地	〃
〃	〃	〃	二宮大輔	〃	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	柳原豊	東温市志津川	〃

○愛媛県告示第1052号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
松多クリニック	西予市宇和町稲生498番地1・476番地8	西予市宇和町稲生498番地1・476番地8 医療法人松多クリニック 理事長 松多克紀	精神通院医療	平成18年7月1日
医療法人隆典会片木脳神経外科	今治市別名274番地	今治市別名274番地 医療法人隆典会 理事長 片木良典	精神通院医療	平成18年7月1日

調剤薬局まごころ	松山市末広町9番地2	松山市末広町9番地2 有限会社メデイス末広 取締役 枇杷田 惠三	精神通院医療 (薬局)	平成18年 7月1日
アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734番地3	札幌市東区東苗穂5条一丁目2番1号 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 7月1日

### ○愛媛県告示第1053号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ西条店  
西条市新田字市塚新田 155 他21筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和工商リース株式会社  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号  
代表取締役社長 梶本 六夫
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社西松屋チェーン  
兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地 1  
代表取締役 大村 禎史  
株式会社チヨダ  
東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8  
取締役社長 舟橋 政男  
株式会社マックハウス  
東京都杉並区梅里 1 丁目 7 番 7 号  
代表取締役 栗原 勝利  
大黒天物産株式会社  
岡山県倉敷市掘南 704 番地 5  
代表取締役 大賀 昭司  
株式会社マツモトキヨシ  
千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1  
代表取締役社長 松本 南海雄  
株式会社雑貨屋ブルドック  
静岡県浜松市平口5228  
代表取締役社長 久留米 唯人
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年2月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,132.21平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
314台  
イ 駐輪場の収容台数

86台

ウ 荷さばき施設の面積

186.00平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

123.30立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社西松屋チェーン

株式会社チヨダ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社マックハウス

株式会社マツモトキヨシ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

株式会社雑貨屋ブルドック

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

大黒天物産株式会社

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1、5 午前9時から午後6時

荷さばき施設2 午前10時から午後7時

荷さばき施設3 午前6時から午後10時

荷さばき施設4 午前8時から午前12時

2 届出年月日

平成18年6月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1054号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. Contains details for Hatomart North branch.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1055号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 3 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日. Includes Sanbig New Residence branch.

○愛媛県告示第1056号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists board members and their addresses in Higashi-Nunobiki.

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833
"	和 田 七 良	東温市樋口629
"	加 藤 章	東温市樋口244
"	加 藤 幸 壽	東温市樋口86 - 12
"	土 居 茂 男	東温市樋口1404 - 1
"	森 照 男	東温市樋口431
"	土 屋 良 男	東温市樋口302
"	水 田 博 道	東温市樋口1224
"	和 田 定 一	東温市樋口1251
"	大 西 時 雄	東温市樋口1126 - 2
監 事	和 田 久 弘	東温市樋口930
"	山 内 久仁男	東温市樋口1366 - 2

○愛媛県告示第1057号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 勝 司	東温市見奈良354
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355 - 5
"	池 川 和 裕	東温市見奈良366 - 1
"	佐 伯 勝 永	東温市見奈良1008
"	池 川 静 雄	東温市見奈良257
"	北 川 尚	東温市見奈良992
"	井 門 恒 勝	東温市見奈良587 - 1
"	池 川 廣 一	東温市見奈良448
"	池 川 仁 朗	東温市見奈良586
"	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006
監 事	池 川 武 臣	東温市見奈良974 - 1
"	相 原 弘 茂	東温市見奈良340

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 勝 司	東温市見奈良354
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355 - 5
"	高 木 秀 雄	東温市見奈良391
"	佐 伯 勝 永	東温市見奈良1008
"	池 川 静 雄	東温市見奈良257
"	北 川 尚	東温市見奈良992
"	井 門 恒 勝	東温市見奈良587 - 1
"	池 川 廣 一	東温市見奈良448
"	池 川 仁 朗	東温市見奈良586
"	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006
監 事	池 川 武 臣	東温市見奈良974 - 1
"	相 原 弘 茂	東温市見奈良340

○愛媛県告示第1058号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市牛湊下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	葛 原 勲	東温市牛湊131 - 3
"	八 木 伸 泰	東温市牛湊1097
"	露 口 俊 孝	東温市牛湊1023
"	由 井 徳 好	東温市牛湊733
"	前 島 義 之	東温市牛湊703
"	高須賀 隆 利	東温市牛湊842 - 3
"	渡 部 禮 造	東温市牛湊775
"	大 西 賢	東温市牛湊695 - 3
"	石 川 秀 幸	東温市牛湊794
監 事	大 西 重 良	東温市牛湊695 - 2
"	大 西 美喜雄	東温市牛湊697 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	葛 原 勲	東温市牛湊131 - 3
"	八 木 伸 泰	東温市牛湊1097
"	露 口 俊 孝	東温市牛湊1023
"	由 井 徳 好	東温市牛湊733
"	前 島 義 之	東温市牛湊703
"	高須賀 隆 利	東温市牛湊842 - 3
"	山 内 巻 雄	東温市牛湊685
"	大 西 賢	東温市牛湊695 - 3
"	石 川 秀 幸	東温市牛湊794
監 事	大 西 重 良	東温市牛湊695 - 2
"	大 西 美喜雄	東温市牛湊697 - 3

○愛媛県告示第1059号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 久 一	東温市下林乙152
"	渡 部 高 則	東温市下林甲1764
"	石 川 明 弘	東温市下林甲1647
"	松 原 孝 征	東温市下林甲1489
"	野 中 久 重	東温市下林甲1899
"	小 山 謙 二	東温市下林甲1960 - 3
"	森 忠 能	東温市下林甲1581
"	高 橋 巳左男	東温市下林甲2172 - 1

"	高橋良	東温市下林甲2329
"	青森猛	東温市下林甲2443
"	竹村加久男	東温市下林甲2685
"	野中義雄	東温市下林甲2861
"	野中智	東温市下林甲2818
"	上田喜代治	東温市下林甲2832 - 7
監事	井上勝美	東温市下林甲2797
"	野中佳昭	東温市下林甲1623

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	森久一	東温市下林乙152
"	渡部高則	東温市下林甲1764
"	石川益昭	東温市下林甲1693
"	松原孝征	東温市下林甲1489
"	森長己	東温市下林甲1920 - 2
"	小山謙二	東温市下林甲1960 - 3
"	森忠能	東温市下林甲1581
"	森長昭	東温市下林甲2126
"	高橋良	東温市下林甲2329
"	青森猛	東温市下林甲2443
"	大森勇喜	東温市下林甲2685
"	野中義雄	東温市下林甲2861
"	野中智	東温市下林甲2818
"	谷松周二	東温市下林甲2851 - 2
監事	大森利敬	東温市下林甲2681
"	野中佳昭	東温市下林甲1623

○愛媛県告示第1060号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	山内一正	東温市田窪1883 - 2
"	森章三	東温市上林甲503 - 1
"	杉木和重	東温市上林甲848
"	八木建尾	東温市上林甲908 - 2
"	森忠臣	東温市上林甲1655
"	菅野和博	東温市上林甲1416
"	山内友重	東温市上林甲1781
"	佃幸一	東温市上林甲2196
"	渡部寿	東温市上林甲2550
"	青木穩	東温市上林甲2861 - 1
"	平岡尚徳	東温市上林甲1569
"	森武重	東温市上林甲2683
"	森恒吉	東温市上林甲2921
"	渡部哲男	東温市上林甲3073
"	谷口茂樹	東温市上林甲3250

監事	山内昭	東温市上林甲1424
"	山内均	東温市上林甲3582

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	山内徹	東温市上林甲236 - 2
"	森章三	東温市上林甲503 - 1
"	相原成利	東温市上林甲1035
"	山内義男	東温市上林甲615 - 1
"	森英明	東温市上林甲1633
"	森武男	東温市上林甲1239
"	森洋臣	東温市上林甲1696 - 2
"	佃康博	東温市上林甲2225
"	森嘉幸	東温市上林甲2556
"	越智達夫	東温市上林甲2823 - 4
"	山内均	東温市上林甲3582
"	菅原真司	東温市上林甲2814
"	森善政	東温市上林甲2813
"	渡部治雄	東温市上林甲3225
"	渡部敏雄	東温市上林甲3251
監事	山内昭	東温市上林甲1424
"	森泰生	東温市上林甲2864

○愛媛県告示第1061号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	玉乃井進	東温市田窪1491
"	大西武弘	東温市田窪1311 - 1
"	伊藤順一	東温市田窪146
"	大西忠雄	東温市田窪1448 - 3
"	水田伴弘	東温市田窪1343 - 3
"	水田孝義	東温市田窪1171
"	山内要	東温市田窪1409
"	三好保雄	東温市田窪1193 - 7
"	池田理夫	東温市田窪775 - 3
"	大西清隆	東温市田窪1679
"	蟹江輝夫	東温市田窪1617 - 2
監事	大西安郎	東温市田窪370
"	渡部皓三	東温市田窪1596

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	玉乃井進	東温市田窪1491
"	大西武弘	東温市田窪1311 - 1
"	伊藤順一	東温市田窪146

"	大 西 忠 雄	東温市田窪1448 - 3
"	水 田 伴 弘	東温市田窪1343 - 3
"	水 田 孝 義	東温市田窪1171
"	山 内 要	東温市田窪1409
"	渡 部 進	東温市田窪1563 - 2
"	窪 昇	東温市田窪959
"	大 西 清 隆	東温市田窪1679
"	渡 部 皓 三	東温市田窪1596
監 事	大 西 安 郎	東温市田窪370
"	海 稻 且 城	東温市田窪1707

○愛媛県告示第1062号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市保和土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	八 木 清 一	東温市則之内乙2263番地
"	大 野 功	東温市則之内乙1274番地
"	池 川 秀 敏	東温市則之内乙2575番地 2
"	山 内 清	東温市則之内乙1632番地
"	渡 部 武 雄	東温市則之内乙2114番地 1
"	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
"	戒 能 国 一	東温市則之内乙1269番地
"	神 野 栄 良	東温市則之内乙1652番地
監 事	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地
"	八 木 満	東温市則之内乙1589番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 一 敏	東温市則之内乙1526番地 2
"	八 木 清 一	東温市則之内乙2263番地
"	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
"	菅 久 雄	東温市則之内乙2490番地
"	白 戸 宏	東温市則之内乙1710番地
"	八 鶴 通 一	東温市則之内乙1565番地 1
"	田 井 秀 一	東温市則之内乙1305番地
監 事	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地
"	白 戸 等	東温市則之内乙1625番地 3

○愛媛県告示第1063号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 首 泰 志	東温市上村甲35
"	岩 田 旭	東温市上村甲298 - 1
"	高 市 睦 美	東温市上村甲156
"	石 丸 保 信	東温市上村甲568
"	高須賀 祐 二	東温市上村甲535
"	門 田 友 春	東温市上村甲595
"	津 川 清	東温市上村甲572
"	倉 瀬 久 三	東温市上村甲1006
"	津 川 義 明	東温市上村甲891
"	永 野 通	東温市上村甲102
"	岡 田 文 明	東温市上村甲822
監 事	高須賀 昌 紀	東温市上村甲532
"	高須賀 厚	東温市上村甲511

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 首 正 雄	東温市上村甲96
"	岩 田 旭	東温市上村甲298 1
"	安 平 和 夫	東温市上村甲306
"	倉 瀬 清	東温市上村甲164
"	高須賀 寛	東温市上村甲225
"	永 野 隆 一	東温市上村甲434 - 3
"	門 田 重 利	東温市上村甲588
"	岡 田 文 明	東温市上村甲822
"	津 川 義 明	東温市上村甲891
"	永 野 通	東温市上村甲102
"	白 石 誠 也	東温市上村甲911 2
監 事	高須賀 昌 紀	東温市上村甲532
"	高須賀 厚	東温市上村甲511

○愛媛県告示第1064号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、保内町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1065号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市大生院土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1066号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八日市地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に

供する。

平成18年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八日市地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年 7月12日から 8月 9日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居総合支所

○愛媛県告示第1067号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	下三谷富田池地区	平成18年 3月28日

○愛媛県告示第1068号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	上吾川野々窪池地区	平成18年 3月28日

○愛媛県告示第1069号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	上野長尾上池地区	平成18年 3月28日

○愛媛県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町宮内689番 2 から 同町宮内696番 2 まで	旧	メートル 5.0 ~ 5.6	キロメートル 0.063	
			新	6.0 ~ 16.5	0.063	

○愛媛県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町宮内689番 2 から 同町宮内696番 2 まで	平成18年 7月11日

○愛媛県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行



道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町宮内1964番2から 同町宮内1652番2まで	旧	メートル 7.6~18.4	キロメートル 0.044	
			新	10.0~18.4	0.044	

## ○愛媛県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町宮内1964番2から 同町宮内1652番2まで	平成18年7月11日

## ○愛媛県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡内子町平岡甲1336番地先から 同町知清291番2地先まで	旧	メートル 4.0~9.0 11.0~33.0	キロメートル 0.900 0.885	
			新	11.0~33.0	0.885	

## ○愛媛県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子4137番地先から 同町内子4136番地先まで	旧	メートル 3.5~8.6	キロメートル 0.114	
			新	8.6~13.9	0.114	

## ○愛媛県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子4137番地先から 同町内子4136番地先まで	平成18年7月11日

任 免 辞 令

○任免辞令

6月4日

愛媛県技術史員 新 盛 史 子

死亡

6月30日

愛媛県事務史員 高 橋 正 典  
同 山 根 彩

願により本職を免ずる